

議案第 4 5 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

を

(18) 用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
-------------------------	----------

に、

(18) 用途地域における建築等特例許可申請手数料	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	120,000円
	利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	160,000円
	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	180,000円

を

(40) の2 建築物等を移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
(43) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円
(44) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	27,000円

(43) 建築物等に移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料		27,000円
(44) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	663,000円

(45) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	50,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	663,000円	

(46)	<p>既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料（第44号に規定するものを除く。）</p>	50,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円
		床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	663,000円		

(4) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料(第45号に規定するものを除く。)	50,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	663,000円	

(40) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	50,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円
	使用期間が3月以内である場合	60,000円
	使用期間が3月を超える場合（使用期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。）	120,000円
	使用期間が1年を超える場合（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。）	160,000円

め、同表の備考に次の1項を加える。

3 第44号から第47号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床面積

(2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。